

朝来市中学生のスポーツ・文化芸術活動推進計画

～ 部活動から地域クラブ活動へ ～



令和8年2月

朝来市・朝来市教育委員会

目次

はじめに	1
1 計画策定に係る背景	2
(1) こどもまんなか社会の実現	
(2) 進む少子化	
(3) 部活動の現状	
(4) 多様なニーズ	
2 本市中学生の豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて	6
(1) 本市中学生のスポーツ・文化芸術活動推進計画における目的	
(2) 基本方針	
(3) 「朝来市版地域クラブ活動」について	
(4) 移行期間における学校部活動の在り方について	
(5) 大会・コンクール等の情報提供	
(6) 朝来市教育委員会等の関わり	
おわりに	17

はじめに

これまで中学校部活動は、学校教育の一環として、生徒が自主的、自発的に参加し、部活動顧問の指導のもと行われてきました。体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流による好ましい人間関係の構築の他、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するとともに、教職員の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術の振興を担ってきました。

しかし、国や県同様、本市においても、少子化が進展する中、中学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、地域によっては、存続が厳しい状況にある場合もあります。中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、持続可能な活動環境の整備が求められています。

このような社会情勢の変化を受け、スポーツ庁と文化庁は、適切な休養日の設定や外部指導者などの活用を進めるなど、部活動改革を行ってきました。令和4年12月には、「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置づけ、地域の実情に応じた取組を実施してきました。

兵庫県は、令和6年7月に「兵庫県部活動地域移行推進計画」を策定し、「今後、子どもたちのみならず地域の誰もが、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくりを推進する」として取組を進めてきました。

こうした国や県の動向を受け、本市では令和6年度に「朝来市部活動在り方検討委員会」を立ち上げ、本市中学生のスポーツ・文化芸術活動に関する協議を重ねてきました。また、部活動指導員を配置し、外部指導者による部活動指導を継続し、地域人材の活用によるスポーツ・文化芸術活動の指導・支援について取組を進めました。

これらの取組を検証しつつ、学校部活動から地域で展開する地域クラブ活動に移行し、中学生が地域の人と繋がり、活気あふれるまちづくりをめざします。

本計画は、国のガイドラインや「朝来市部活動在り方検討委員会」での協議を踏まえ、新たに中学生が地域で活動するために、必要となる地域クラブの運営や地域展開の方針、スケジュール等の計画についてまとめたものです。

今後、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の充実・発展に向けて、市民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

朝来市・朝来市教育委員会

1 計画策定に係る背景

(1) こどもまんなか社会の実現

少子化・人口減少や高齢化等が社会の変化や課題として挙げられており、このような状況の中、持続可能な地域社会の実現をめざし、魅力と活力あふれる地域として維持・向上させるには、こどもをまんなかに据えて、全世代がライフスタイルを見直し、地域でこどもと関わる時間や活動を増やしたり、こどもから高齢者まで、一人一人活躍の場とつながりを地域に創ったりしていく必要があります。これは、保護者やスポーツや文化芸術活動に携わる関係者、教職員だけの取組ではなく、市民一人一人が共有し、地域総ぐるみで実践していくことが大切です。

そして、全てのこどもが、年齢を問わず互いに人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を学校や家庭だけではなく、地域にも多く持つことができるよう社会全体で支えていくことが必要です。

(2) 進む少子化

しかし、国・県と同様、本市においても、児童生徒数は減少傾向にあり、令和7年度の市内中学生生徒数は728人ですが、令和18年には、約4割減少して421人になる見込みとなっています。

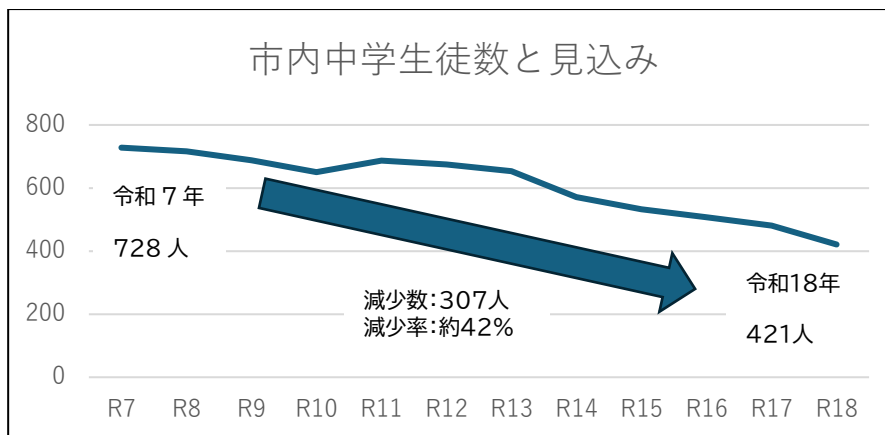
その頃には生徒数の減少により、設置できる部活動の数が1つ程度となる市立中学校が生じる可能性があり、さらに中学生が自分の興味・関心に応じて、スポーツ・文化芸術活動を選択できなくなることが考えられます。

現状においても一つの部活動あたりの部員数は減少しており、年度によっては、大会やコンクールへ出場できない、もしくは合同部活動により参加している、という実態があります。

このように部員数の減少は、大会・コンクールへの出場機会を狭めるだけではなく、例えば練習のレパートリーやペアや団体戦の組み合わせ、人間関係等の幅が狭まることにもつながっています。

☆市内中学生生徒数見込み

(令和7年学校教育課調べ)



(3) 部活動の現状

中学校における部活動は、生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど、自主性の育成にも大きな役割を担ってきました。また、異年齢との交流で生徒同士、あるいは教員と生徒などの人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義がありました。一人一人の生徒にとって、興味・関心に応じてスポーツや文化芸術活動に親しむきっかけが放課後の時間帯にあったことは、生徒にとってスポーツ・文化芸術活動に親しみやすい取組でした。

しかし、現状では部活動数が最も多い中学校は 13種類、最も少ない中学校は4種類となっており、すでに選択肢の数に差が生じており、保護者を対象としたアンケートには「子どもが希望する種目を実現させたい」という声がありました。

また、経験のない教員が指導せざるを得ない現状や教員の過重な業務負担等、これまでと同じ形で学校部活動を継続することが難しい状態が続いています。

こうした現状から、本市においては、「部活動の地域連携」(※1)の取組として、部活動指導員を配置し、地域人材による専門的な指導を行ってきました。この取組に関して、該当する部活動のほぼ全部員が肯定的に評価しており、地域人材による指導に効果があることがわかりました。

しかし、「部活動の地域連携」は、子どもの選択肢を増やすことにはつながりにくく、全部活動に部活動指導員を配置するのは、難しい状況です。

☆朝来市立中学校部活動一覧(令和7年度)

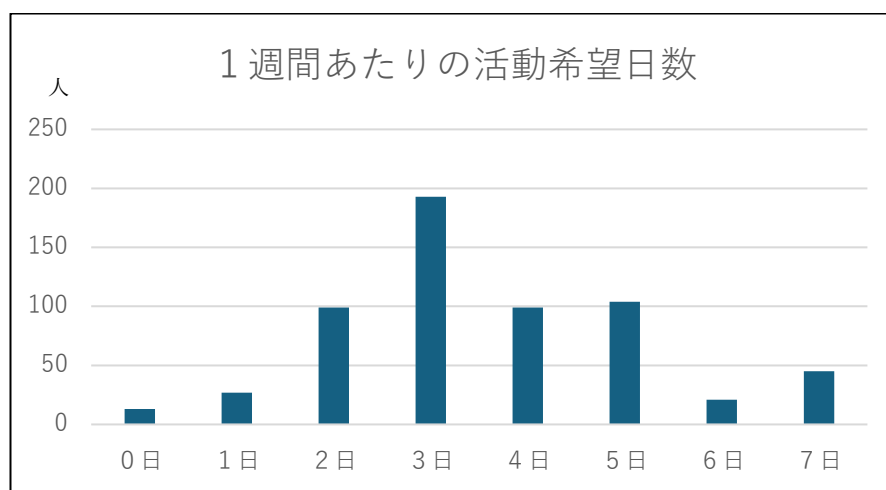
	生野中	和田山中	梁瀬中	朝来中
野球		○	○	○
ソフトボール				
バレー(男)		○	○	
バレー(女)	○	○	○	○
バスケット(男)		○	○	
バスケット(女)		○	○	
卓球(男)	○	○		
卓球(女)		○		
ソフトテニス(男)	○	○		○
ソフトテニス(女)	○	○	○	○
剣道		○		○
陸上競技		○		
吹奏楽		○	○	○
美術部		○		
合計数	4	13	7	6

(4) 多様なニーズ

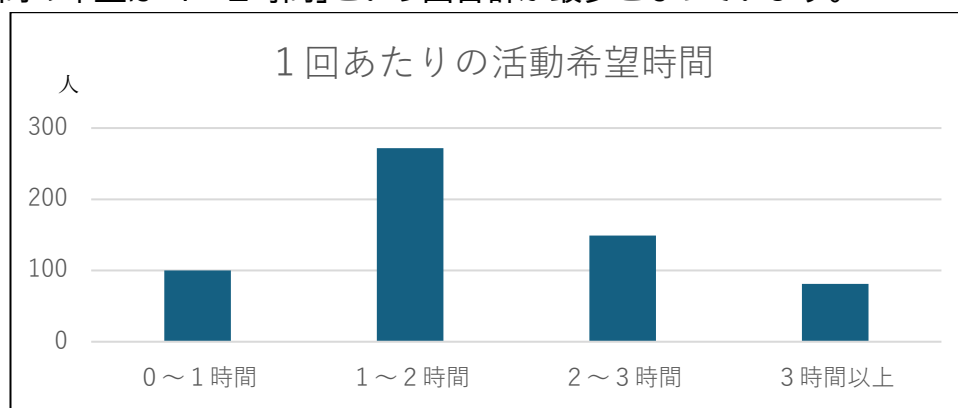
現在の学校部活動においても、「大会やコンクールにおいて、勝ち進んでいきたい」「上位大会に出場したい」とスキルアップを目指している生徒もいれば、「レクリエーションとして楽しみたい」「少し取り組みればよい」と考えている生徒もあり、その種目に対する取り組み方や考え方が一人一人異なっています。

様々な考え方に触れ、刺激を受けるメリットもある一方、考え方の違いが生徒同士のストレスや衝突のきっかけになることもあります。そのため、同じ種目であっても、目的別あるいは考え方に応じたチーム編成や活動内容の柔軟化に取り組むことも大切です。

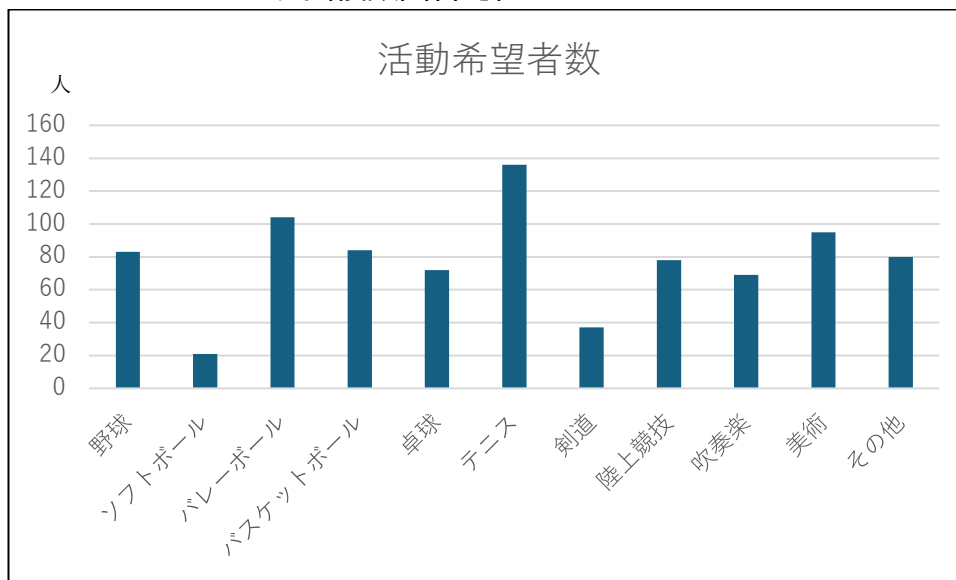
令和6年度の小学生4～6年生を対象としたアンケートからは、1週間に取り組みたいスポーツ・文化芸術活動の頻度として、「1週間に3日」という回答群が最多でした。



また、同じく小学4～6年生を対象としたアンケートにおいて、1回あたりの活動時間の希望は「1～2時間」という回答群が最多となっています。



次に、中学校になって取り組みたいスポーツ・文化芸術活動を尋ねた結果は以下のとおりとなっています。(複数回答可)



選択肢にない種目(今ある部活動以外の種目)として、その他の回答には以下の種目もあり、こどものニーズが多様化している現状があります。

☆その他の希望種目(自由記述)

種目	人数	種目	人数
サッカー	22人	ダンス	7人
バドミントン	5人	水泳	5人
料理	5人	書道	3人
将棋	3人	空手	2人
軽音楽部	2人	茶道	2人

この他には、図工、芸術、ボクシング、家庭科、自然観察、体操、ブレイクダンス、クライミング、華道、太鼓、放送、乗馬、ハンドボール、物語を書く、などがありました。

これらの背景から、市内学校間における選択肢の数の格差を解消しながら、生徒のニーズに応じた活動を展開するためには、「部活動の地域展開」(※2)として取り組むことが、本市の実情によりふさわしい形といえます。

【参考】

- ※1 部活動の地域連携…学校部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動の実施
- ※2 部活動の地域展開…生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開

2 本市中学生の豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動の保障に向けて

(1) 本市中学生のスポーツ・文化芸術活動推進計画における目的

「1 計画策定に係る背景」を踏まえ、「部活動の地域展開」にあたって、本市中学生におけるスポーツ・文化芸術活動推進についての目的を次のように定めます。

【目的】

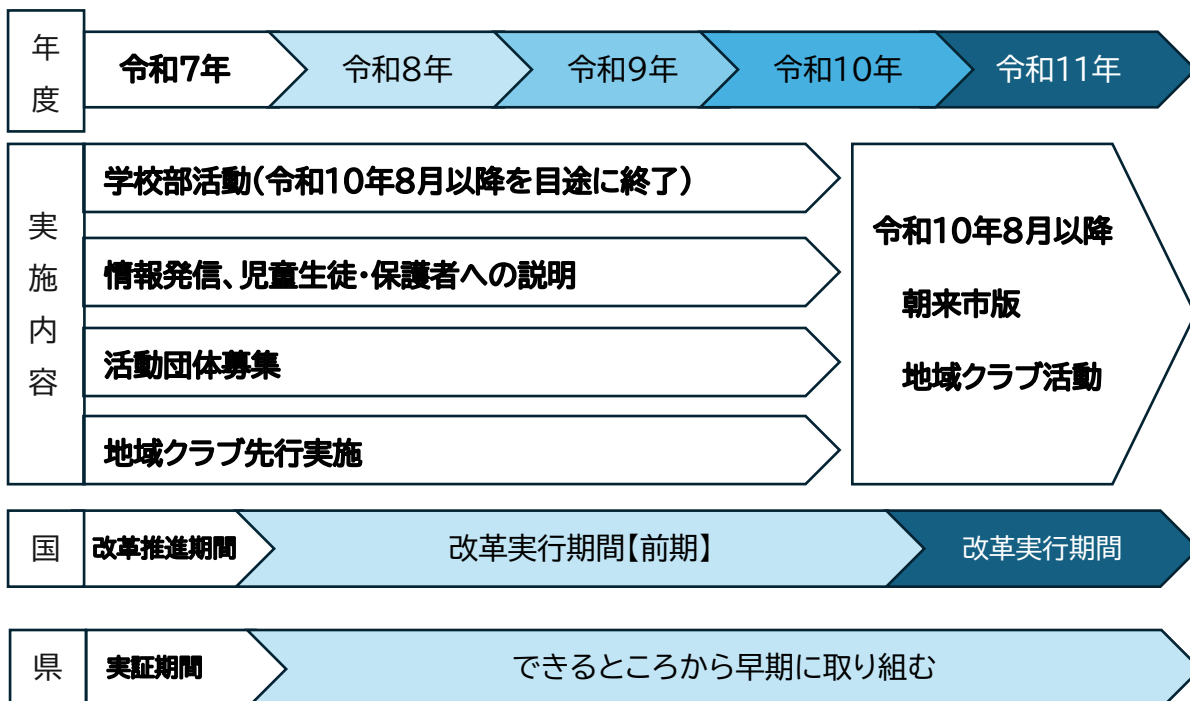
中学生が、地域でそれぞれのニーズに応じた多様なスポーツや文化芸術活動に親しみ、世代を超えて、絆を深め豊かな人生を送る。

(2) 基本方針

目的を達成するために、次の基本方針に基づいて地域展開を推進します。

令和10年8月以降を目途に学校部活動を終了し、多様なニーズに応じたスポーツや文化芸術活動を地域に展開する。

☆スケジュール



☆移行期間の対象学年の状況と対応

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
令和7年度 中学1年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生			
	学校部活動					
		地域クラブ活動				
令和7年度 小学6年生		中学1年生	中学2年生	中学3年生		
		学校部活動				
		地域クラブ活動				
令和7年度 小学5年生			中学1年生	中学2年生	中学3年生	
			学校部活動			
		地域クラブ活動				
令和7年度 小学4年生				中学1年生	中学2年生	
				学校部活動		
		地域クラブ活動				
令和7年度 小学3年生					中学1年生	
					学校部活動	
		地域クラブ活動				

※地域展開が可能な種目や活動では、令和10年8月以降の完全移行を待たずに、「学校部活動」から「地域クラブ」に移行する場合があります。

☆学校部活動と地域クラブの違い

項目	学校部活動	地域クラブ
実施主体	中学校	地域の様々な団体(登録制)
指導者	教員、部活動指導員	多様な人材、希望する教員等
参加者	当該中学校の生徒	生徒等 (校区を超えた参加も可能)
活動場所	主に学校施設	学校施設、地域の諸施設
費用負担	部費(実費負担)	月会費等
活動保険	日本スポーツ振興センター 災害共済	スポーツ安全保険等

方針1 学校部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出

地域展開にあたっては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出します。

【学校部活動が担ってきた教育的意義の例】

- ・生徒の自主的、主体的な参加
- ・達成感の獲得 ・責任感、連帯感の涵養
- ・自主性の育成 ・異年齢生徒との交流 ・自己肯定感の向上

【新たな価値の例】

- ・生徒のニーズに応じた活動 ・多様な選択肢の確保
- ・マルチスポーツ、スポーツ・文化芸術の融合
- ・レクリエーション的な活動等の創出
- ・学校区を超えた仲間とのつながりの創出
- ・地域の人との幅広い世代との豊かな交流
- ・適切な指導者による指導 ・放課後や休日に生徒が考える時間の創出
- ・引退のない継続的な活動 ・既存種目にはない新たな活動の創出

方針2 平日も含めた部活動の地域展開の実施

- ① 平日と休日で指導者が異なることにより、一貫した指導が難しくなるなどの課題が想定されることから、本市では、平日と休日を分けずに、一体的に地域展開を進めることとします。
- ② 「部活動の地域展開」にあたっては、円滑な展開を図るため、おおむね3年間の周知期間を設け、令和8年度から開始予定のモデル事業で課題や効果を検証し、令和10年度までに段階的な地域展開を進めます。

方針3 多様な実施主体による参入促進

※ 実施主体・地域において個別のクラブ活動を実際に行っている団体

- ① 市は、中学生が参加できるクラブ活動等を実施する実施主体を、希望により「朝来市版地域クラブ」として登録します。
- ② 「朝来市版地域クラブ」の活動内容については、中学校の生徒や保護者、地域住民の方に周知・広報を行います。
- ③ 「朝来市版地域クラブ」は、体罰・ハラスメント行為の根絶、宗教・政治的な勧誘の禁止、個人情報の適正な管理など、中学生が安全で安心できる活動となるようにします。

方針4 適正な活動の保障と運営体制の構築

- ① 市は「朝来市版地域クラブ」の活動(以下、地域クラブ活動)が安定して運営されるよう、全体を統括・支援する体制を整備します。
- ② 市は事務局を設置し、地域クラブ活動の運営を総括するとともに、指導者研修や情報共有を通じて、安全で適正な指導体制の確保に努めます。
- ③ 事務局は担当部署等と連携し、公共施設の利用環境や学校施設の安全管理面を整え、活動しやすい環境づくりを推進します。
- ④ 事務局は、別に定める「地域クラブのガイドライン」等に基づき、地域クラブ活動の適正性を確認し、順守されない場合は登録の見直しを行うなど、健全な運営体制を維持します。

方針5 中学校でも、継続してスポーツ・文化芸術活動に関わる機会を確保

- ① この「部活動の地域展開」の取組を通して、これまでの学校部活動はすべて終了し、地域におけるスポーツ・文化芸術クラブ活動をめざします。
- ② 中学校での活動においても、中学生が多様なスポーツ・文化芸術活動に触れるきっかけを確保することをめざしつつ、地域クラブにおけるスポーツ・文化芸術活動と連携して、スポーツ・文化芸術に親しむ環境づくりを行います。

(3) 「朝来市版地域クラブ」について

ア 対象

朝来市内に在住・在学の中学1～3年生が参加できる団体(多世代の参加も可)

イ 活動内容

- (ア) 本市においては、技術の向上を目指す活動から運動機会の確保や多世代で趣味などを一緒に楽しむ活動まで、多様な活動に広げていくため、スキルアップ型とエンジョイ型の実施形態を設定します。
- (イ) こどものニーズを踏まえ、特定種目に専念する活動だけでなく、従来の公民館活動等のレクリエーション的な活動、複数の種目を経験できる活動も含まれます。

☆志向(目的)別チームについて

活動の種類	活動の主な目的	クラブ活動の型
趣味のようにスポーツ・文化芸術活動に親しむ	機会確保 楽しむ・親しむ	【エンジョイ型】
専門的指導者等から指導を受け、技術の向上をめざす	技術・技能向上	【スキルアップ型】

ウ 実施体制

地域クラブ活動は、次の体制により、それぞれが相互に連携・協力して実施します。

(ア) 運営管理の主体

- ① 本市においては市教育委員会が事業の全体を統括し、関係部署等との連絡・調整を実施します。
- ② 市教育委員会は、種目ごとの活動の実施における課題の把握と課題に対する助言指導等を行うため担当事務局を設置します。

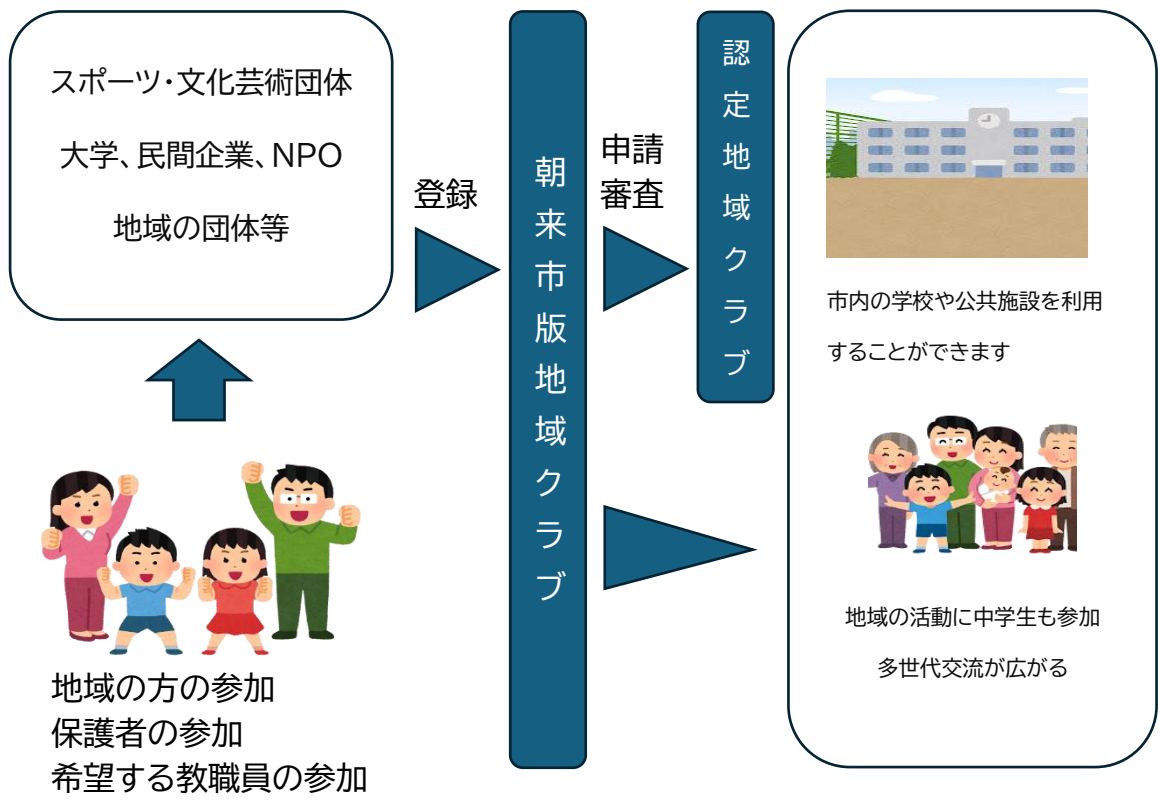
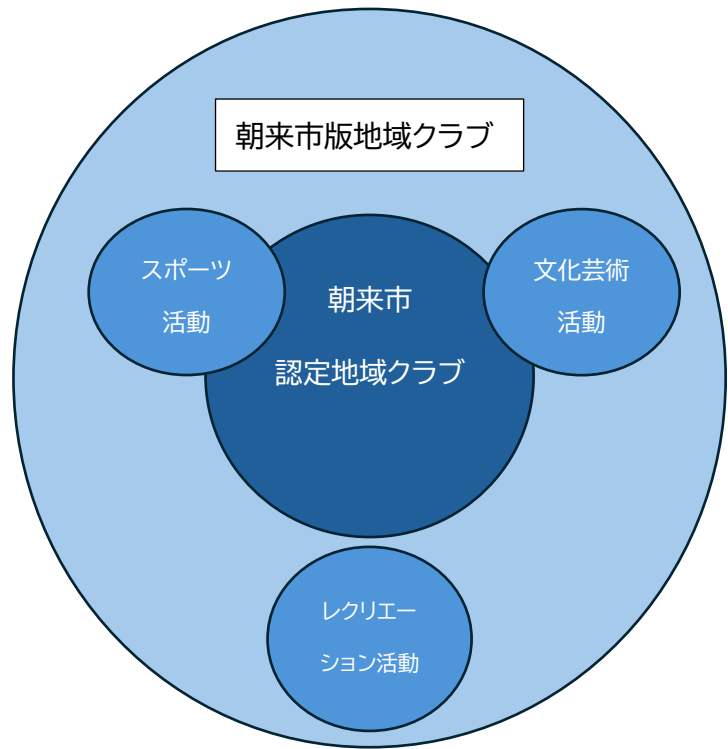
(イ) 朝来市中学生のスポーツ・文化芸術活動推進委員会(仮)

市内の中学生が自主的または主体的にスポーツ及び文化芸術等の活動に参加できる機会を確保するとともに、学校部活動の指導に伴う教員の負担を軽減するため、地域と連携し持続可能で多様な活動の在り方を検討する「朝来市中学生のスポーツ・文化芸術活動推進委員会」を設置します。

(ウ) 実施主体

- ① 既存のスポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体、希望する教職員、保護者、有志等多様な団体が実施主体となることが想定されます。
- ② 実施主体は、希望により、「朝来市版地域クラブ」としての登録を申請します。
- ③ 「朝来市版地域クラブ」は別に定める「地域クラブのガイドライン」に基づく要件を満たした場合、希望により市に対し「認定地域クラブ」への登録を申請することができます。

朝来市版地域クラブ 全体イメージ



エ 活動場所

- (ア) 「朝来市版地域クラブ」は、本市内に拠点を有し、種目に応じた活動が可能な場所(朝来市内が望ましい)で行うこととします。
- (イ) 「朝来市版地域クラブ」は、「朝来市立学校施設の開放に関する条例」に基づき、市内の学校施設を使用することができます。
- (ウ) 市教育委員会は、「朝来市版地域クラブ」の活動場所が円滑に利用できるようにするために、関係部署と必要な調整を行います。

オ 指導者等

- (ア) 「朝来市版地域クラブ」において指導することができる指導者、支援者、協力者(以下、「指導者等」という)は、生徒の安全・健康管理等を確保するため、研修に取り組み、指導者としての資質向上を図ります。
- (イ) 指導者等は、生徒と十分なコミュニケーションを図りつつ、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に努めます。

カ 参加費等

「朝来市版地域クラブ」の維持・運営に関する費用は、参加者(その保護者を含む)の負担とします。

キ 保険の加入

地域クラブ活動の参加者、及び指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう努めるものとします。

ク 個人情報の取り扱い

「朝来市版地域クラブ」は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するほか、活動によって知りえた個人情報を漏洩せず、適切に取り扱うものとします。また、参加者に無断で、個人が特定できる活動写真をHPやSNS等に掲載することがないように十分配慮するものとします。

ケ 移動方法等

活動場所までの移動は、原則家庭の判断のもと、安全に行うこととし、交通ルールの順守等、安全確保に十分留意するものとします。

コ 「認定地域クラブ」における活動等

(ア) 「認定地域クラブ」の活動は、別に定める『地域クラブのガイドライン』を遵守するものとし、運営内容や活動方針、活動に要する運営費等について、透明性及び信頼性の高い活動が行われるものとします。

なお、移行期間中における「認定地域クラブ」の活動は、「朝来市部活動ガイドライン」に基づいたものとなるよう努めます。

(イ) 「認定地域クラブ」における指導者等については、多様な参画の観点から、教職員の兼職兼業制度に基づく参画も想定しています。

サ その他

この計画は、国や県の方針等が改訂された場合など、必要に応じて見直しを行います。

(4) 移行期間における学校部活動の在り方について

移行期間においては、地域クラブ活動と学校部活動が併存して実施されることが想定されます。

学校部活動はこれまでと同じく、教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断によって行われるものです。学校部活動を実施する場合には「朝来市部活動ガイドライン」や各校の活動方針に則り、本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるようにします。

(5) 大会・コンクール等の情報提供

市及び市教育委員会は、国や県、中学校体育連盟、その他関係団体等の動向を把握し情報提供に努めます。

(6) 朝来市教育委員会等の関わり

ア 朝来市教育委員会の関わり

- (ア) 市教育委員会は、「朝来市版地域クラブ」の活動内容等を把握し、必要に応じてヒアリング等を行うとともに、本推進計画の内容に基づいているかについて、適宜確認します。
- (イ) 市教育委員会は、指導者等の資質向上と体罰・ハラスメントの根絶のためのコンプライアンスの研修、指導等を行います。
- (ウ) 市教育委員会は、「朝来市版地域クラブ」及び参加者(保護者を含む)から、運営・活動に関する相談を受け、適宜指導助言を行います。
- (エ) 市教育委員会は、参加者が興味・関心に応じて、自分にふさわしい活動を選ぶように、「朝来市版地域クラブ」の活動内容等をホームページ等に掲載するなど、小・中学校等と連携し、積極的に情報発信を行います。

《お問い合わせ先》

〒669-5292 朝来市和田山町東谷213-1
朝来市教育委員会事務局 学校教育課
電話:079-672-4930

イ 学校の関わり

学校は、当該校の生徒の「地域クラブ」への参加状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、「地域クラブ」の活用内容等について、生徒に案内します。

☆本市部活動地域展開に関するスケジュール

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①朝来市中学生のスポーツ・文化芸術活動推進計画策定 ② 広報・周知活動 ③教員等の兼職兼業制度の研究 ④朝来市部活動在り方検討委員会の開催 ⑤先行事業の調査・研究 ⑥実施主体の意向調査と広報・周知	①モデル事業の開始 ②地域クラブ活動の研究・検討 ③広報・周知活動 ④スポーツ・文化芸術活動に関する広報(ガイドブック配布) ⑤事務局担当者の配置 ⑥各支援制度の研究等 ⑦指導者研修開始	①モデル事業の拡充 ②地域クラブ活動の研究・検討 ③部活動ガイドラインに準拠した「地域クラブにおけるガイドライン」の整備 ④広報・周知活動 ⑤各支援制度の立案・運用等	①8月以降、学校部活動終了、地域クラブ活動へ切り替え ②学校部活動との引継ぎ(会場・備品) ③地域クラブ活動の充実 ④広報・周知活動 ⑤支援制度の運用、改善	①地域クラブ活動完全実施 ②広報・周知活動 ③支援制度の運用改善 ④学校部活動との引継ぎ(会場・備品)

※国・県の部活動改革の動向等によっては計画が変更になる可能性があります。

ウ 関係資料・ホームページ

【国(文部科学省、スポーツ庁、文化庁等)】

- ① 部活動改革ポータルサイト
～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行(地域移行)に向けて～
https://www.mext.go.jp/sports/b.menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm
- ② 文化部活動改革
～部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備～
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>
- ③ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(令和4(2022)年12月)
https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf
- ④ 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)
https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf

【兵庫県】

- ① 兵庫県部活動地域移行推進計画(令和6(2024)年7月25日)
<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/uploads/sites/8/2024/08/suisinplan.pdf>
- ② いきいき運動部活動(4訂版)(平成30(2018)年9月)
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~taiiku-bo/gakkkoutaiikukakari/unndoubukatudou/ikiikisaisyuu.pdf>
- ③ 文化部活動の在り方に関する方針(平成31(2019)年3月)
<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/uploads/sites/8/2023/03/guideline.pdf>

おわりに

本計画は、スポーツ庁・文化庁から出されたガイドラインや「朝来市部活動在り方検討委員会」から出された「とりまとめ」等を参酌して作成しました。

将来にわたり、子どもたちが、スポーツ・文化芸術活動に親しめる機会を確保できるよう「こどもまんなか」の視点に立ち、地域クラブ活動への段階的な展開の方向性と対応を示したところです。

朝来市及び朝来市教育委員会は、本計画を踏まえつつ、生徒や保護者、教職員のご理解とご協力を得ながら、本市の実情に合わせて、段階的に進める予定です。

円滑に部活動の地域展開を進める上で大切とされる「安心・安全が担保できるスポーツ・文化芸術活動の環境づくり」を進めていくこととしています。

ただし、子どもには一人一人生活様式や過ごし方、考え方などがあります。地域クラブに参加しないことやスポーツ・文化芸術活動に参加しないことのみをもって「良くないこと」とみなすことがあってはなりません。一人一人の過ごし方や在り方が尊重されることこそ「こどもまんなか」社会において最も大切にされるべきことと考えます。

また、この取組が、中学校部活動を地域へ移行して終わるのではなく、それぞれの地域に住む市民、子どもから大人まで全世代が、スポーツや文化芸術活動に親しみ、それらの活動を「する・みる・ささえる」ことで、人と人とのつながりをより良いものにすることを目指します。

そして、一人一人が、スポーツ・文化芸術活動をきっかけとして、自分自身の生活をそれぞれの地域で豊かに営んでいけるように環境づくりを行います。